

beyond2020 プログラム よくあるご質問 (FAQ)

平成 29 年 5 月 30 日

Q 1 beyond2020 プログラムとどのようなものですか。

A 1 2020 年を世界の人々に日本の魅力をアピールする絶好の機会と捉え、地域性豊かで多様性に富んだ日本文化を活かし、国際化や共生社会など 2020 年以降のレガシー創出に資する文化事業を認証します。

認証を受けた事業は、ロゴマークをサイン、看板や告知物、販促物、商品等に使用していただけます。

Q 2 プログラムに参画するメリットは何ですか（プログラムに参加すると何ができるのですか）。

A 2 認証を受けた事業は、ロゴマークをサイン、看板や告知物、販促物、商品等に使用していただけます。また、本プログラムの公式ホームページで、認証事業をご紹介いたします。

Q 3 「beyond2020」は何と読みますか。

A 3 「びよんど・にーぜろ・にーぜろ」と読みます。

Q 4 法人ではない団体からの申請は、認証可能ですか。

A 4 法人ではない任意団体からの申請も認証が可能です。申請の際は、団体の規約等を申請書と併せてご提出ください。

Q 5 個人での申請はできますか。

A 5 個人は認証の対象ではありません。事業認証の対象は法人、団体のみとなっております。

Q 6 海外で実施する事業であっても申請できますか。

A 6 海外で実施する事業についても申請頂くことは可能です。ただし、ロゴマークについては、2017 年 1 月 31 日現在において、国内（全 45 区分）のみ商標登録の申請中の為、国際商標には対応しておりませんので、国外での使用には十分にご注意ください。

Q7 規模の小さな事業でも申請できますか。

A7 事業の規模は問いません。認証の要件に沿った取り組み内容の事業であれば規模の大小を問わず申請していただけます。

Q8 参加者から参加費用をとるイベントでも申請することはできますか。

A8 事業の無料・有料は問いません。営利を目的とする事業においても申請していただけます。

Q9 「日本文化」には何が含まれますか。

A9 日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化としています。

Q10 音楽やアートは言語の壁を取り除く世界共通言語と言えますか。

A10 音楽やアートそのものを言語の壁を取り除く取組として認証することはできません。日本文化を伝えるための外国語対応に関わる一歩進んだ具体的な取り組みをしている事業を認証対象としています。

Q11 申請してから認証されるまでどれくらいの期間がかかりますか。

A11 受領している申請の件数により、期間は変動いたします。ロゴマークを必要とする期日までに2週間以上の余裕をもって申請頂けるようお願いいいたします。

Q12 複数回実施する事業ですが申請をその都度行う必要がありますか。

**A12 同一目的の事業やイベントを複数回に分けて実施する場合は、まとめて申請していただけます。その場合、いつ、どこで、何を実施する内容であるか補足資料等で明らかにされている範囲を認証の対象としています。
公式WEBサイトへの公開も事業単位での紹介となりますので、事業やイベントごとの公開を希望される場合は別々に申請されることをおすすめしています。**

Q13 認証の期間は1年以内あるが、毎年実施するイベントは、毎年申請する必要がありますか。

A13 活動計画がある程度具体化している必要がございますので、認証期間は1年で区切っております。その都度申請をお願いいたします。

Q14 申請に費用はかかりますか。

A14 申請手続きやマークの使用に手数料などの費用は必要ありません。無料で申請していただけます。

Q15 誓約書の押印は担当者印でもいいですか。

A15 誓約書兼同意書に記載の内容について責任を持って同意いただける代表者様のお名前と押印をお願いいたします。

Q16 実績報告は実施後いつまでに提出すればいいですか。

A16 認証事業の終了後1ヶ月以内に「beyond2020 プログラム実績報告書」(別記様式第5号)にて認証事業の実績提出をお願いしています。

Q17 ロゴマークを加工して使用してもいいですか。

A17 ロゴマークの配色や形を加工し規定以外の表現方法で使用することはお断りしております。ロゴマークデザインガイドラインに誤用例を紹介しておりますのでご確認ください。

Q18 ロゴマークの使用に関し、その都度使い方の審査・承認はありますか。

A18 ロゴマークの使用に関しては、認証申請書に使用方法について記載する欄がございますが、特に使い方の審査や承認等は行っておりません。認証要領とロゴマークデザインガイドラインでご案内している使用ルールをご確認の上、ご使用ください。

また、事業終了後に実績報告書をご提出いただく際には、ロゴマークの使用実績についても併せてご報告ください。

Q19 イベントの名称に「オリンピック・パラリンピック」の文言を使用してもいいですか。

A19 オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称等はIOCおよびIPCの独占的な所有物、知的財産として保護されており、東京2020大会に向けて日本国内では組織委員会が管理をしています。このため、企画されているイベントの名称の可否については組織委員会にお問合せください。

Q20 オリンピックロゴや参画プログラムロゴなど、ほかのプログラムのロゴと一緒にこのプログラムのロゴを使用してもいいですか。

A20 beyond2020プログラムのロゴマークは、プログラムの認証要領とロゴマークデザインガイドラインでご案内している使用ルールの範囲内であればご使用いただけます。その他のプログラムのロゴと一緒に使用する場合は、当該プログラムのロゴマーク取り扱い基準をご確認いただき、ご使用ください。

Q21 組織委員会で実施している参画プログラムとの同時申請は可能ですか。

A21 申請をしていただくことは可能です。ただし、ロゴマークを併記することはできません。

ロゴマークの使用について詳細は、組織委員会のロゴマークの取り扱い基準をご確認いただくとともに、beyond2020プログラムのロゴマークデザインガイドラインをご確認下さい。